

介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）

（１）提出期限・提出先

◎体制等の届出については、加算等を算定する前月の１５日までに提出すること。（１６日以降に提出された場合は、翌々月から算定）

平成３０年４月算定分締切日：平成３０年４月１６日（月） １７：００必着

◎加算廃止の場合は、直ちに提出すること。（加算は基準に該当しなくなったときから、算定不可）

◎体制等の届出先は、指定申請等の提出先と同じである。

（２）提出書類

◎加算等の届出に当たっては、下記の書類を提出すること。（サテライトがある事業所については、サテライトのものも要提出）

サービス	様 式
共通	◎介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１・１－２） ○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（サテライト）

◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。（届出の項目に応じて複数部添付しなくともよい。）

◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。

【訪問リハビリテーション】

届出の項目		添 付 書 類
特別地域加算	新設	不要（※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要）
中山間地等における小規模事業所加算	新設	○中山間地域等事業所 事業所規模算出表（参考様式） ※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要
リハビリテーションマネジメント加算	改定	－ ※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ を選択（重複可）
社会参加支援加算		○訪問リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に関する届出（別紙１７）
サービス提供体制強化加算		○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－３） ○従業者常勤換算一覧表（勤続３年以上サービス提供職員一定割合以上雇用事業所）（参考様式）

【介護予防訪問リハビリテーション】

届出の項目		添 付 書 類
特別地域加算	新設	不要（※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要）
中山間地等における小規模事業所加算	新設	○中山間地域等事業所 事業所規模算出表（参考様式） ※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要
リハビリテーションマネジメント加算	新設	－
事業所評価加算	新設	○（別紙２５）平成30年度のみ
事業所評価加算〔申出〕	新設	（平成31年度以降）平成30年10月15日までに申出が必要 ※本加算は国保連における評価の申出であり、加算に該当した場合は、翌年度に算定
サービス提供体制強化加算		（訪問リハと同様）